２０１１年　9月２５日

株式会社　明治
代表取締役社長　　浅野　茂太郎　殿

明治乳業争議支援千葉県共闘会議
議　長　　高橋　成悟
明治乳業賃金・昇格差別撤廃争議団
団　長　　小関　　守

要　請　書

3 月 11 日に発生した東日本大震災、及び、東電福島第一原発事故による放射能汚染の広がりは、農・畜産物や海産物などの放射能汚染による内部被爆への不安を募らせ、貴社及び明治HDを始め食の「安全・安心」を担うべき食品企業に対し、企業活動の在り方を厳しく問う状況となっています。

特に、「牛乳は安全なの？」という不安や不信が、子育て中のお母さんを中心に広がっています。

そして、放射線量の「暫定基準値」など行政や東京電力への不安・不信が強まるなか、製造販売を行う企業に対しても、独自検査と数値公表を求める声が日々強まっているのが現状です。

まさに、一歩間違えれば企業存立の基盤すら揺るがしかねない問題です。私たちは、低線量内部被爆を心配する消費者の不安に応えるためにも、独自の検査体制の充実と、暫定基準値以下でも正確な数値を日々公表することを、貴社に対しても社会的責任として強く求めるものです。

私たちは、この間、貴社が負の遺産である労働争議の当事者責任すら果たさないまま、社名変更を伴う「事業再編」を行ったことに抗議し、貴殿(貴社)の責任を厳しく追及する運動を強めています。

貴社など明治HDグループの企業活動をめぐる状況は、放射能汚染問題への対応を始め、長期化している株価低迷の問題、さらに、激化する市場競争下での業績不振など等、まさに、「労働争議を抱えている場合ではない」というのが現実ではないのでしょうか。

また、司法判断及び都労委での審査状況から判断しても、貴殿(貴社)がさらに争議を継続すべき大義も道理もないことも明白です。改めて言うまでもなく、市川工場事件への東京高裁判決は、①「申立人らの集団性」、②集団間の「有意な格差」、③格差の原因として「控訴人らの主張が妥当するとみる余地はある」と認定したのであり、これらは司法判断として確定している事実なのです。

私たちが、貴殿(貴社)及び明治HDに求めているのは、都労委で審査中の全国事件の判断を待つまでもなく、市川工場事件への司法判断を真摯に受け入れて全面解決を行うことであり、これは司法判断の内容にも沿う極めて正当な要求だと考えています。

残念ながら、長期争議の中で全ての申立人らが定年退職を迎えています。そして、全国６４名の争議団のなかで９名もが他界しているなど、人道上も早期解決が求められていることを、貴殿は当事者として重く受け止めるべきです。私たちは、貴殿に対し改めて以下の要請をいたします。

記

一、 長期労働争議の全面解決を決断し、当事者として真摯に話し合う場を設定すること。
一、放射能汚染の独自検査(数値公表)を強め、「安全・安心」を求める消費者の不安に応えること。
一、事業再編による雇用破壊・労働条件切り下げなど、一切の犠牲を労働者に転嫁しないこと。
上記、重ねて強く要請します。

以上